

会報

# 新園

No. 177

令和4年9月



埼玉土地家屋調査士会

## 土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命  
不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公正  
品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研鑽  
専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真…『希望』

大宮支部 安澤利悦会員

ここは日光の湯滝です。

一見すると滝が主役に見えますが、本当に撮りたかったのはその向こうの空で、この青空こそが主役です。

なかなか終わりの見えないコロナ禍……。でもその先に待っているものは、希望に満ち溢れたこんな青空であって欲しい。老若男女全ての人々に、そんな日々が訪れることを切に願っています。

法務大臣表彰を受賞して	埼玉土地家屋調査士会 副会長	廣居 英夫	.....	2
関東ブロック協議会				
総務担当者会同	総務部長	吉原 幸弘	.....	3
業務担当者会同	業務部長	雙木 行雄	.....	6
研修担当者会同	副会長（研修担当）	市川 幸秀	.....	8
広報担当者会同	広報事業部長	高柳 吉男	.....	13
我が支部、我が街	大宮支部	矢部 晃司	.....	18
	春日部支部	遠藤 義明	.....	20
	志木支部	若野 滋男	.....	23
誌上研修 相続法改正	総務部	角田 勝行・三友 一浩	.....	28
もしも だったら...				
会員の動静			.....	31
編集後記			.....	39



## 法務大臣表彰を受賞して

埼玉土地家屋調査士会 副会長 廣居 英夫

この度、日本土地家屋調査士会連合会第79回定時総会において、法務大臣表彰を受賞しましたこと、身に余る光栄と感謝申し上げます。受賞の時、今まで私と活動を共にしてきた埼玉会の皆様の顔を浮かべながら埼玉会を代表する気持ちで受賞してまいりました。

これまでの埼玉会では、春日部支部長から始まり、業務部理事、財務部長、総務部長、そして副会長として3期目に入り14年目を迎え現在に至っております。この長い間曲がりなりにも続けてこられたのは、埼玉会の会務運営にご理解とご協力していただいた会員皆様あつてのことと深く感謝しております。

私が埼玉会に入会した平成2年は、土地家屋調査士制度制定40周年の年でした。その30年後に、70周年記念事業の一環として、30年前に発行した冊子を、現行法令及び新しい分野の追加等を加味した冊子にして70周年の年に発行すべく、特別委員会を立上げ担当副会長として参加させていただき、新たに「土地・建物Q & A」を2年半の期間をかけて、70周年記念版として発行しましたことは感慨深いものがあります。この冊子を参考にしていただいで皆様

の業務に少しでもお役に立てていただけたものと自負しているところです。

埼玉会に限らずここ数年の間でも退会する会員が増えており、今後とも世代交代が進んでいくと思われます。正確な調査・測量を踏まえた登記申請業務の進化に対して、よりスピーディーに適確に順応していかなければなりません。そのため、若い人たちにこそ活躍の場があると思ひます。これから増々体力や精神面で年齢とともに退会する会員が増加すると思ひます。連合会の定時総会に出席していた代議員や、関東ブロック協議会の定例総会の出席者を見ても、若い会員が目立つようになってきました。これからも若い世代が調査士を目指して資格を取り、日本全国の調査士会に入会し活躍してもらうことを願っております。私は、今後とも入会した時の初心を忘れず、埼玉土地家屋調査士会のため何が出来るか皆様とともに考えながら、副会長の職責を全うし次世代につなげたいと思っております。

最後に、4月に亡くなった妻に、今までありがとうございましたと感謝の念でいっぱいです。



# 令和3年度 関東ブロック協議会 総務担当者会同

総務部長 吉原幸弘

日時：令和4年3月1日（火）  
午後1時00分～午後3時15分  
開催方法：WEB会議システムを利用  
リンク先：WEB会議システムを利用する場合  
のリンク先情報

大竹正晃 関プロ副会長が司会進行役（座長）  
となり会同が行われました。  
各会から、13個の議題が上がってありまし  
たが、内10個の議題について検討、報告をい  
たしました。

会員の業務執行に関する苦情申立てがあっ  
た場合に、申立書類を被調査会員に開示して  
いるか否か、開示している場合は申立人にど  
のような方法で承諾を得ているか。

神奈川 事務局で受付して総務部で輪番対  
応しており、申立書の開示はして  
いない。

埼玉 苦情処理委員会で対応し、申出人  
に開示の確認をしている。

千葉 7人で輪番制。

茨城 事務局対応後総務部で対応し、会  
員の個人名があれば開示する。

栃木 業務部が対応し、開示した例はな  
い。

群馬 総務部が対応し、原則開示はして  
いない。

静岡 支部で処理を促す。その後、本会  
で処理。特に開示はしていない。

山梨 申し立ての中身がわからないと会  
員もわからないので、内容は伝え

る。開示した例はないが、必要で  
あればするようになる。

長野 支部長が対応し、開示はしてい  
ない。

新潟 開示はしていない。  
座長 各会、申立書自体の開示はしてい  
ないのでは。

東京 渉外委員会で協議して、総務部で  
対応。申立者に、申立者は会員に  
対して原則開示すると伝えると、  
簡略化して申立書を出してくる。

調査士会への直接の申し立てと法務局から  
の調査委嘱の対応の違いについて。

特に法務局からの調査委嘱について報告期  
限が設けられた案件があったが、日程的にど  
のような流れで進めておられるのか。

群馬 昨年7月の月上旬に調査委嘱があっ  
た。12月が期限であった。綱紀・  
注意を経てギリギリであった。

東京 綱紀に調査委嘱。間に合わないケー  
スもあるが、長引きそうときは  
法務局に伝えておく。

神奈川 途中経過を法務局に報告しておけ  
ば問題ない。

埼玉 綱紀委員会で対応。結構時間はか  
かっている。都度法務局と連絡を  
取っている。

千葉 綱紀、報告期限は間に合うよう対  
応している。

茨城 千葉・埼玉と同じ。

栃木 千葉・埼玉・茨城と同じ。3～4か

- 月。
- 静岡 綱紀委員会には3か月での処理をお願いしている。注意勧告理事会も同じ。法務局に結果を報告。
- 山梨 指導調査・綱紀どちらかに。4か月で報告を求められた。法務局に期限の相談をしている。
- 長野 調査委嘱はほとんどない。法務局は調査士会に行ってくれという。
- 新潟 6か月。綱紀3か月。注意3か月。間に合わなければ途中経過報告。

#### 会員証の更新時期

- 新潟 一斉に5年で更新。
- 長野 5年。
- 山梨 5年。
- 静岡 6年。
- 群馬 10年。
- 栃木 5年。
- 茨城 5年。
- 千葉 一斉に5年で更新。
- 神奈川 5年。
- 東京 一斉に5年で更新。

土地境界確認業務において、隣地所有者の探索をする場合に、職務上請求書を使用することもあると思います。

この場合、知り得る情報は隣接地の登記事項証明書に記載の所有者の住所と氏名です。

この情報だけで、職務上請求書を使用する場合に記載欄の(1)本籍・住所と、(3)請求に係る者の氏名は書けますが、(2)筆頭者の氏名・世帯主の氏名は、正しくは分かりません。

そこで(2)の欄に記載しないで請求した場合、一部の市役所で請求に応じられないと回答を得たということです。理由は、職務上請求書の用紙欄外にある「(注)(1)(2)... 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。」とあることから、正しい使用方法では

ないと判断されたそうです。確かに市区町村の判断によるものと考えますが、他の都県ではどうでしょうか。

ちなみに埼玉県内全市町村がこのようなわけではありません事を付け加えます。

日調連に問い合わせたが、各役所の対応に任せるしかないとの回答あり。

- 東京 全部ではないが、中にはある。
- 新潟 市町村によって違いがある。調査士法人の代表以外の場合、法人の謄本を求められた。
- 茨城 戸籍の附票の場合。市町村に要望書を会から出そうか検討中。
- 埼玉 注意書きがなくなればいいのでは？行政書士会の職務上請求書には無い。
- 座長 連合会に要望を出してみるのもいいかも。

#### 押印削減への取り組みについて

- 茨城 年計表をやってみた、逆に不便になった部分もあった。
- 埼玉 年計表について日調連に問い合わせた結果、職印を押す規定があると回答を得た。
- 東京 年計表、PDFの電子署名。

県や市町村と災害協定を行っている場合、どのような内容で行っているか確認したい。

そして各会で防災用品の備えをしているか。

- 栃木 災害協定は検討中、会館に備蓄している。備蓄食料等をこども食堂等へ、期限を残して寄付している。
- 東京 街づくり支援機構と協定。支部によっては市町と。エネポ発電機、その他備蓄。マンホールを使うトイレ。保存期間の長い飲料水。
- 神奈川 協定被害認定調査に行っている。県と市町村会と結んでいる。事務局職員+少して備蓄している。
- 埼玉 県と63市町村のうち42市町村と

千葉 締結。水、食料、毛布他。東日本の時にさいたま市に出動実績あり。各市町村と締結、県とは結んでいない。食料、水等を備蓄。

茨城 県と締結。市町村は個別対応。事務局員用の備蓄。

群馬 協定はなし。備蓄無し。

静岡 平成20年、県各市町と締結。期限をずらして追加している。カセットガス発電機。

山梨 災害対策委員会。各市町村と締結。県とはなし。乾電池ヘルメット他。各支部単位で備蓄している。

長野 連絡会、県と相談業務の協定。食品ラジオ他総務部で確認。

新潟 県、30市町村のうち3市。認定調査罹災証明の相談。ヘルメット50個、ベスト50個、事務局用食料等備蓄。

座長 被害認定調査の研修、関ブロ内合同の研修も企画してはどうか。

埼玉 研修のDVDを作った。事務局に問い合わせてもらえば、提供できる。

会費滞納者について

栃木 どのくらいの人数がいるか。また、どのような対応をしているかを確認したい。

座長 みなし退会、1年に1名くらいいる。

東京 未納会費、2年後雑損処理。

レクリエーション事業について、コロナ禍で事業の遂行が出来ない状態ですが、各会でのレクリエーション事業はどのようなことを行っているか。

静岡 ソフトボール、グラウンドゴルフ、PK合戦。

埼玉 ボウリング、ソフトボール、東松山市で、家族補助者参加のスリーデーマーチ。

栃木 ハイキング、マラソン大会への参

加。

東京 会員主催のレクリエーションにつき50名で5万円、100名で8万円を補助している。

座長 バーベキュー、潮干狩り、地引網をやったこともある。

土地家屋調査士会会則モデル、第11章会の指導、調査、注意勧告第106条において、会員に対する注意勧告の規定が設けられているが、注意又は勧告の区別について、何か基準があるかお伺いしたい。また、注意と勧告では処分の内容に違いを設けているか。

東京 規則あり。

神奈川 規則あり。

埼玉 規則あり。注意を促し勧告する。

千葉 区別の基準無し。

茨城 規則あり。注意が重くて、勧告が軽い印象。

栃木 規則あり。明確な区別はない。

群馬 規則あり。明確な区別はない。

静岡 会則88条に抵触した場合は勧告処分。

山梨 規則あり、明確な区分はない。

長野 規則あり、明確な区分はない。

座長 各会の取り扱いが統一されなければいけない。

その他

1. 埼玉 所沢市役所にてメールでの境界確定証明申請等の申請ができるようになった。
- 座長 川崎市では、道路の確定申請、所有者の押印はいらなくなった。
2. 長野 研修・会議等のコロナ感染防止のガイドラインの作成をしたか。
- 千葉 昨年作成。
- 山梨 研修会用にガイドラインを作成。
3. 新潟 総会のオンライン開催について。
- 東京 次回総会で会則変更を検討している。



# 令和3年度 関東ブロック協議会 業務担当者会同

業務部長 雙木行雄

業務担当者会同は、他の担当者会同と同じく令和4年3月1日（火）午後1時00分から開催されました。

当会同の座長が埼玉会の高柳会長であることから、埼玉会会館2階会議室をホストとし、当会から、座長として高柳会長、記録係として樋口業務部次長、業務担当者として雙木が出席いたしました。各単位会は、各所にてWeb会議に出席する体制となりました。

事前に接続テストを実施しているにも拘らず、当日は音声の不具合や、接続不良などのアクシデントが発生したり、インターネット回線を通じての会話は面談するのと異なり、会話のタイミングが微妙にずれたり、Web会議方式はなかなかやり辛い印象が残りました。

業務担当者会同の議題ですが全7件の議題が事前提出され、その内、3件が当会から提出されたものでした。

事前提出された議題は

1. 登記所備付地図作成作業支援業務について（東京会）
2. 14条地図作成作業の状況について（東京会）
3. 確定測量図について（埼玉会）
4. 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムのプログラム変更に伴う、調査士報告方式の運用変更について（埼玉会）
5. 業務取扱要領の中で使用されている「努めなければならない」について、他会で

はどのように説明しているのか、教えていただきたい。（群馬会）

6. 筆界確認情報の取扱いに関する指針（案）について（埼玉会）
7. 筆界特定後の簡易調停について（静岡会）

当日は以上7件の議題全てが取り上げられ、各単位会の業務担当者から現状報告や意見が述べられました。

各議題に対する提案趣旨の説明と各会の業務担当者からの報告や意見を要約すると

## 1.2. 提案趣旨説明

基準点配点計画支援業務の発注状況や、地図作成作業での作業人員増強のための取り組み等について各会の現状を知りたい。（東京会）

## 1.2. 各会担当者からの意見、報告

法務局から基準点配点計画支援業務の発注がある会は4会

14条地図作成業務の受託に関し単位会は直接かかわっていない。公嘱協会が関わっているが作業人員の確保には苦慮している現状があるようだ。  
等の意見、報告が述べられました。

## 3. 提案趣旨説明

昨今の土地売買の条件として用いられる所謂「確定測量図」について、各会ではどのような認識か。会内部で一定の定義等をしているの



か。宅建業団体等と意見交換等を行っている会はあるのか各会の現状を知りたい。(埼玉会)

### 3. 各会担当者からの意見、報告

取り上げたことがある会は1会

所謂「確定測量図」についてその定義や内容について、会として具体的に取り上げたことはない。用語の定義も含め調査士各自が対応している現状が多い。この件に関する関係団体等の協議等はあまり行われていないのが現状等の意見、報告が述べられました。

### 4. 提案趣旨説明

プログラムが変更され、登記の目的ごとの様式が用意されていない調査士報告方式の申請様式について、会員からの質問や要望があるか(埼玉会)

### 4. 各会担当者からの意見、報告

会員からの質問やプログラム修正の要望が挙がっている会は少ない。従来方式を利用する方法や、過去の申請書の再利用若しくは民間ソフトを利用する方法もあるのでは等の意見、報告が述べられました。

### 5. 提案趣旨説明

業務取扱要領の文言「努めなければならない」について、努力義務なのか使命規程に基づくべきか。他会ではどのように説明しているのか。(群馬会)

### 5. 各会担当者からの意見、報告

担当者会同開催時点で業務取扱要領についての研修会を実施していない会は6会  
「単なる努力義務とすべきでない」とする意

見が多く述べられました。

### 6. 提案趣旨説明

「表示に関する筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)」について、会として調査・研究等を行っているか各会の現状を知りたい(埼玉会)

### 6. 各会担当者からの意見、報告

会員からの意見や、会として調査、意見提出についてはない。

法務局の实地調査要領改訂の場で協議したい。

等の意見、報告が述べられました。

### 7. 議案趣旨説明

「境界問題相談センターおおさか」で行われている、筆界特定後の境界標設置を目的とした簡易調停について、各会から意見を聞きたい。(静岡会)

### 7. 各会担当者からの意見、報告

ADRセンターでの筆界特定後の境界標設置に関する調停実績がある会はありませんでした。

埼玉会から静岡会に対し、大阪会の簡易調停に関する資料の提供をお願いいたしました。

最後に

業務担当者会同に出席しての感想ですが、各会の担当者は共に、業務に深く精励し、熱心に業務に向き合っている、最新情報等についても積極的な情報収集を心がけている、調査士業務に対する一種の拘りを持っている人たちが多くなと感じました。



# 令和3年度 関東ブロック協議会 研修担当者会同

副会長（研修担当） 市川幸秀

令和4年3月1日（火）  
午後1時00分～午後4時00分  
WEB会議システムを利用して研修  
担当者会同を行った。

司会進行（座長）は、萩原澄之（群馬会会長）  
で、全部で15議題を協議した。  
昨年8月1日に土地家屋調査士  
法の改正があり、その中に使命規  
定が謳われました。この使命を果  
たす上で特に重要となってくるの  
が研修であり、各会の研修担当の  
皆さんとの活発な意見交換がで  
きました。

今回は、埼玉会から協議事項を上  
げて、各会より回答を頂いたもの  
を報告致します。

## 議題 1 年次研修について

議題趣旨：年次研修について各会はどのような  
方法で行われているか。オンライン  
で年次研修は可能か。また、グル  
ープ討論についてはどのような方法  
で行っているか。以上のことを、他  
会ではどのように考え、どのよう  
な形で実行されているのか教えてほ  
しい。

千葉会 会員を5つのグループに分け、今年  
度は1グループ（102名）のみを対

象として開催。グループ討論は5名  
から7名程度に分け、役員をコー  
ディネーターとして各グループに配  
置して実施している。オンラインで  
の年次研修は、出席の管理はもち  
ろ通信状況により配信が途切れる  
など問題がありそうなので、当会  
では考えていない。

茨城会 年次研修を昨年10月に予定して  
いたが、借りようとしていた会場  
が工事で延期となり、再度今年  
2月に予定していたところコ  
ロナの感染拡大で中止とな  
ったため、実施できてい  
ない。年次研修の受講者につ  
いては、登録ナンバーが若い方  
から順にと考えている。

栃木会 コロナのため、集合型で  
なくオンラインで年次研修の  
受講を完了する案が出された  
が、グループ討論の関係もあ  
り、支部単位で集合型の年  
次研修を行う予定です。ただ、  
オミクロン株が大流行したた  
め、全て中止、又は延期とな  
っている。

静岡会 静岡会では、支部ごと  
に年次研修をやっていたいて  
おり、現在4支部が終了して  
いる。グループ討論について  
は一班5名から10名とし、  
討論結果についての取りまと  
めはしていない。今のところ  
支障なく出来て

いる。

とった。

山梨会 会員約 150 人を 4 年で割り振ると 1 年に約 40 人となり、第 1 回目は昨年 12 月に集合研修で行った。コロナ対策として、大きな会場の 2 フロアを使用した。1 グループにいる方々が集まって、いろんな討論ができるように登録年代がばらばらになるよう割り振った。

神奈川会 年次研修については、コロナの感染拡大により出来てない。割り振りは東京会と同様に 5 年とした。2 年前から神奈川会独自に年次研修を始めたが、コロナの関係で 1 回しか開催出来ていない。今後もコロナの状況によっては中止せざるを得ない場合もあるため、オンラインでの研修も検討している。

長野会 長野会では県を東西南北の 4 つに分け、4 年で行う予定です。最後の 1 年は予備的なものとして考えている。昨年 12 月に松本の中心地区で、集合型により第 1 回目の年次研修を行った。グループ討論については、コロナの関係もあり広い会場で行った。

群馬会 昨年の 11 月に第 1 回の年次研修を大きめの会場で集合型により開催した。来年度以降は、年 2 回ずつ行い 3 年で終わる計画をたてている。残りの 2 年は予備的なものとして考えている。グループ討論は受講者 70 人を 10 グループに分けて行った。議題の回答は各自で事前に準備してもらったため、当日はスムーズに進めることが出来た。

新潟会 新潟会では今年の 2 月頃大きな会場を取り年次研修を予定していたが、オミクロン株の大流行により中止となった。支部ごとに最初の 4 年で割り振って、最後の 1 年は受けられなかった方や、新たに登録した方を対象にと考えていた。基本は集合型だが、コロナの感染状況を考えるとオンラインも必要だと感じている。

議題 2 新型コロナウイルス感染収束後の研修について

議題趣旨：新型コロナウイルス感染収束後の研修についてどのように考えているのか。集合型とオンラインのハイブリッド方式を続けていくのか。それともコロナ前の集合型研修に戻すのか。オンライン研修の場合の出席確認をどのようにしているのか。

東京会 東京会は会員が 1500 人規模なので、登録年度ごとに 5 年に振り分けた。また、連合会に対して 10 月から東京会で運用を始めた e ラーニングシステムを使用した年次研修の受講の許可を取った上で、会場受講と e ラーニングの受講の選択制を取り年次研修を開催した。グループ討論については、課題を事前に配って事前に回答いただき、受講日当日にその課題の提出と、動画等視聴により履修証明書を授与するという方式を

神奈川会 出席確認は年次研修、一般研修ともに会員証の裏のバーコードを読み取る方法で行っている。途中退室者がいるため出席カードというものを提出してもらっているが、事務処理が膨大なものとなってしまっている。研修会の実施については、オンラインだと色々な問題があるため、原則

- 集合型の開催と考えている。
- 東京会 東京会は集合型とeラーニングシステムの両方を併用して行っていく予定。eラーニングの場合は、東京会から出しているIDとパスワードがなければ見られないこととなっているので、そこで出席確認は出来ている。オンラインに関してWEBのライブ配信での研修は受講管理が非常に難しいという判断から消極的ですが、50~60人の人数であれば可能と考えている。
- 新潟会 集合型の研修の出席については事務局で管理してCPDに反映させている。今現在オンライン研修については会の体質、接続環境等の問題があり難しいと考えているが、個人的には、コロナ感染症のことを考えるとオンライン研修も必要な時期だと思っている。
- 長野会 集合型研修の出席管理については、会員証の裏のバーコードを読み取ることで行っている。オンライン研修の場合は、受講した旨をファックスかメールで事務局へ送信してもらっている。昨年の11月にeラーニングを利用し倫理の研修を行った際は、視聴した上で問題を解いてもらった。オンライン研修を始めるにあたっては、環境整備の必要性を会員に十分周知してもらうことが重要と考えている。
- 山梨会 山梨会も基本的には集合研修でやろうと考えている。ただ、現在の社会状況を考えるとオンライン研修も必要ですが、受講管理が難しい。そこで、オンラインの受講管理が出来るソフトの検討を行っている。
- 静岡会 年次研修については集合型で行っている。出欠の管理については集合型の場合には、帰りに意見を書いてもらった受講票を返していただくことで行っている。リモートの場合には、Zoomで入室する時に会員番号と自分の名前を入れていただくことで管理している。今後コロナが収束した場合でも、リモートも視野に入れつつ基本は集合型でと考えている。
- 群馬会 集合型の出席管理は、会員証の裏のバーコードを利用している。ハイブリッド方式について今年度行った会員研修会では、集合型と録画したものを視聴の選択制で受講するという形式をとった。オンラインについては新たなツールを獲得したと思っているので、コロナが収束した後も利用を考えている。
- 栃木会 栃木会は、原則は集合型の研修を予定している。しかし、業務で重要な研修事項となる案件については研修動画を作成し、YouTubeで常に視聴出来るようにしている。オンライン研修の場合の出席確認は、動画の中にキーワードを3つほど入れることで行っている。
- 茨城会 茨城会では、会員の希望により今年度初めてハイブリッド形式で3会場に分けて一般研修を行った。その際の出席確認は、会場については支部長に依頼し、オンラインについては事務局にチェックをしていただいた。今後も公平性を保つためにはハイブリッド形式は必要と考えている。また、オンラインの環境整備のため会館にある会場をWEB用に改築した。

千葉会 コロナ禍ではあるが、可能であれば集合型で実施する方向で検討している。ハイブリッド方式は会員には利便性があると思うが、役員の負担が大きいと感じているため、集合型が望ましいと考えている。オンラインでの研修の場合は、CPDポイントの申請をした会員が出席者であるとの管理をしている。

議題 3 土地家屋調査士関連以外の研修について

議題趣旨：土地家屋調査士関連以外の研修はどのような研修があるのか。例えばIT関連研修とかメンタルトレーニング研修とか、不動産業界などに向けた公開講座など各会の意見を聞きたい。

東京会 東京会では、令和3年度の第1回目の研修会では社会保険労務士の方をお呼びして、事務所運営におけるよもやま話という形、そして労使関係の提携業務とアクシデント、特に最近のハラスメントの問題について研修を行った。今後については、顧問税理士によるインボイス制度に関する研修を計画中です。

神奈川会 前回の研修では警察の方をお呼びして、私たち土地家屋調査士は車の運転が結構多いため、交通ルールのことを研修内容とした。また、立会業務において、隣接地が反社会的勢力の方の場合もありえるので、その方の対応等についての研修会を企画した。過去には、ビジネスマナー研修等も行った。今後の研修のテーマについては今のところ検討中です。

千葉会 コロナ禍もあり現在は予定していな

いが、インボイス制度の研修は行いたいと考えている。もう一つ、建築士さんとの関係で、土地の分筆に関して注意点があるようなことを懸念しており、それに関する研修もやりたいと思っている。今考えているのはその2点です。

新潟会 新潟会も、インボイス制度については一度、何らかの形で研修を開く必要があるということは話が出ている。過去にはビジネスマナー、話の聞き方の研修は開催した。5回に1回くらいは業務外の研修を企画しているが、出席率が低い傾向にある。

静岡会 業務以外の研修は、インボイス制度については行いました。来年、筆界確認情報の取り扱いに関する指針というのが民事局から出るようなので、令和4年度にはこれが具体化してくると、法務局の土地建物実施要領が変わるため静岡会独自のものを作り直す必要があり、その研修をやる必要があるという状況です。

茨城会 ファイナンシャルプランナーの先生に税務に関する知識ということで、不動産取引と税、不動産取得税や固定資産税、とか登録免許税について、研修していただくことを考えている。

栃木会 栃木会では、その道を極めた方の講演会を検討している。理由としては、その道を極めた人の一流のものの考え方、仕事への取り組み方や姿勢、後継者の育成と、土地家屋調査士の業務に対する姿勢や心構え、事務所の経営と通じるものが有り、会員も興味深くみってくれるのではないかと考えて、この研修を企画し

ている。

群馬会 業務外の研修についてはまだ具体的なところではないですが、eラーニングで色々参考になるものがあります。例えば、不動産取引に関する知識、権利登記に関する知識だとか、アンガーマネージメントについてだとか、プレゼンテーションの基礎知識だとか、そういったところをまずは研究して今後に活かしたいと思っている。その他群馬会の常任の中で話が出ているのはインボイス制度であり、候補に上がっている。

長野会 長野会も業務外の方でいえば、インボイス制度については来年度行いたいと考えている。それと最近、結構

きつい地主さんが多くなっており精神的に病んでしまう方が多いので、精神科医の話聞いてみたいという話もよく出ている。

山梨会 業務外の研修は、ビジネスマナーとか反社会勢力の方たちに対する対応の仕方ということを過去にやっている。今月は、税理士を招いて不動産登記法と税法との関わりやインボイス制度など、事業運営と税制度というテーマで講演をしていただく予定です。あと毎年、弁護士との総合研修会というのをやっている。

以上、埼玉会から質問させていただいた議題を、各会より回答していただきました。今後の会務に活かしていきたいと思います。



# 令和3年度 関東ブロック協議会 広報担当者会同

広報事業部長 高柳吉男

会務通信にてご報告いたしました、関東ブロック協議会担当者会同（3月1日開催）の詳細報告を致します。

……各部担当者の報告……

広報の担当者会同

赤堀一通関プロ副会長（静岡会会長）が座長となり、他11都県の広報担当者15名が参加した。（一部複数人参加した）

事前に提出された12の議題案の中から座長が選んだ議題を協議した。

## 【協議事項】

提案 東京会

ノベルティグッズの会員への販売について（共済会等の情報）

各支部での制度広報用に本会でクリアファイル等年間増刷し保管しており、依頼があった際に提供している。一般会員が使用するノベルティグッズを販売することを検討しているが、実施している会があれば情報を提供願いたい。

神奈川会

本会から支部へ配布している。個人に対しては隣地の立会いに使用するリーフレットを有償頒布している。在庫を抱え事務局の対応が難しくなっていることから、在庫が無くなったらホームページからダウンロードしていただくことを検討している。出前授業や登記相談で配布するグッズは検

討しているが、会員が使用するグッズは全員の評判が良いものは作れないため、作らない方向で考えている。

埼玉会

以前はストラップや腕章を会員に無料配布していたが、現在は支部から要望があった際にチラシやパンフレットを印刷して配っている。

千葉会

ノベルティグッズに関しては千葉会独自では作成していない。

静岡会

本会が費用負担し全会員へ配布しているものと個人へ有償頒布しているものの両方ある。

Tシャツ、ジャンパー等は事務局が取りまとめを行い業者に発注している。

山梨会

隣地の方にお渡しするグッズは無い。会員へはジャンパーを無料配布している。

長野会

支部に配布し使用方法は支部の判断に任せている。地識くんタオル、車のマグネットプレート、オリジナルストラップ等は、有償配布している。個人から会へ注文があり、事務局から業者へ発注している。

座長：関ブロ総会において、ノベルティグッズの持込・写真を披露することで情報交換をお願いしたい。

筆者の感想...画面が映ったり映らなかったりとグッズも確認できないこともある。  
時間の関係上映る映らないをいちいち言ってもらえない。  
この手の会議にオンラインは不向きだなと思った。

広報活動における SNS の活用状況について  
YouTube や Facebook などの SNS をどのように広報に活用されているか。また、そのための規程や問題点などの情報を提供願いたい。リアルタイムの広報が目的での試験運用を準備中。

#### 千葉会

慎重に検討中。

#### 静岡会

SNS は利用していない。YouTube で会員限定に研修動画配信しているが、それ以外していない。

#### 山梨会

少数なので小回りが効くため、Facebook、Instagram、TikTok 等を検討したが、継続することが大変で、一度拡散すると完全に削除することは不可能なため、SNS の活用は見送っており、HP のみとしている。

#### 群馬会

SNS は利用していない。昨年 HP をリニューアルしたが、会員の利用状況は良くない。

#### 提案 埼玉会

出前授業（高校生相手）のノウハウ  
当会では小学生、中学生は行ったが、高校生はまだ行っていない。授業内容等で特に注意すべき点等について、これまで継続事業ではなかったが今回工業高校と話ができた。  
また、小学生対象の時にドローンで展開し、作成した学校の校章をドローンで確認した。

他会ではどうか。

#### 東京会

支部主導、会が手伝う仕組みで展開している。  
大学寄附講座、特定の大学の法学部等で継続しているが反応がいい。多様な職業講話から単位取得講座になった経緯がある。  
土地に限らず建物も対象として扱う。

#### 神奈川会

高校生対象に支部主体で出前授業を 10 年ほど継続。個人の TS を持ち込んで、逆打ちによる絵柄表現する内容。個人会員にお願いしてドローンで確認している。その成果として数人の業界入りがある。

#### 千葉会

毎年 1 回講演を行っているが、対象が普通課であるため測量実習は出来ない。持ち時間が 50 分なので土地家屋調査士の社会的貢献やその他の土業についても概要説明を行い、どの土業も公共性の高い職業であることを説明している。

高校生なので多少専門的な話をしても聞いてくれるので、三角関数など数学の話も講演内容に取り入れている。

今行っている高校は自身が卒業した高校なので学校から講演依頼が来たが、やはり何か繋がりがないと講演（出前授業）は難しいと思う。

伊能忠敬記念館があることでこれをきっかけに展開もしている。

#### 茨城会

支部有志サポートにより会が開催している。1 時間の座学で動画から始まり土地家屋調査士業務紹介と 2 時間の屋外で TS 逆打ち・ドローン・3D スキャン採用している。

#### 栃木会

工業高校で開催。午後の前半を座学、後半を野外での逆打ちとドローンでの撮影。  
座学は連合会で発行されている「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」をテキストに使用した。私達資格者には、分かり易



い内容と思われたが、高校生にはマイホームを新築する事を例にしていることから、あまり興味がわかないようだ。生徒の食い付きを考えると検討を要する。また解り易い丁寧な説明が必要だと感じた。逆打ちは、生徒にとっては新鮮だったようで、好評であった。

#### 群馬会

個人的なきっかけから工業高校の出前授業を展開できた。業務紹介・TS・誤差少ない競争あり。卒業生の業界入りが確認されている。

#### 静岡会

コロナ対策をとりながら工業高校4校を継続。座学・屋外を支部有志のお手伝いを受け開催。屋外では、TS・テープ・GNSSを公嘱協会とともに展開。全員参加型授業展開。興味の湧きそうな道具立てで展開を務めている。

#### 山梨会

工業高校において公嘱協会とともに12年継続している。授業内容は他と同一。卒業生の体験談として展開するようになった。競争・クイズ形式で展開。自動追回は学校としては現行授業の妨げを懸念し否定的であった。

#### 長野会

社会事業部事業として大学を対象に展開。

#### 新潟会

単発的に高校で行った経緯はある。

各会の会報等について

紙媒体のもの他あるのか。また、年何回発行しているのか。どのような内容なのか。当会では年2回と研修内容等リアル情報として掲載した会務通信を発行している。砕けた内容などどうか。会報がつまらないという声が聞こえてきているので検討材料としたい。

#### 東京会

令和元年から年4回の発行から年2回に変更した。都・区市町村や関係団体にも送付しているので内向き・外向き等内容の検討をしている。会員の横のつながりを充実させたいが、一般寄稿が無い中で工面している。

#### 神奈川会

会報年1回、とは別に期の増刊号あり。多様な企画を考えているためネタ切れは特に無い。支部広報員による寄稿をHP掲載。規程で発行が義務になっている。

#### 千葉会

会報誌は発刊していない。連絡事項等は会員専用ページ内で行っている。毎月定期郵便で連合会会報等を会員に送付しているが、その中に理事会から報告事項や情報をまとめた「理事会通信」という理事担当者で作成した各2ページの紙媒体を同梱している。毎月月末定期便として日調連会報と共に郵送。

#### 茨城会

新年・夏の2回と季報2回。同好会・支部活動報告を掲載している。

#### 栃木会

年1回、紙媒体として発行。HPにも掲載。

#### 群馬会

年2回、イベントごとに寄稿。

#### 静岡会

年6回、紙媒体を主体として 議事録・事業報告・支部投稿の他、会員写真表紙、遊び心での裏表紙を含めて30~50ページのボリューム。

#### 山梨会

新年あいさつのツールとしても発行。ペーパーレス化は未遂。

#### 長野会

年2回、HPにも掲載。内部外部用として個人趣味を含めた投稿を寄稿等自由寄稿している。

#### 新潟会

年1回、20年来変化はない。今後は先進

的機材の紹介等業務に特化した寄稿を載せたい。HP 掲載を伴う紙媒体。

#### 外部広報への取り組み

外部広報（一般の方、官公署に対して）にどう取り組んでいるか。ポスター・パンフレット・グッズ・着ぐるみ等作っているのでしょうか。また、どのようにアプローチしているのでしょうか。イベント等の事業は展開しているが、ポスター自体は作成していない。

#### 東京会

支部事業も併せてノベルティグッズ提供。空き家対策も支部対応しているところもある。各士業団体等で構成する「災害復興まちづくり支援機構」に参画し、都との災害協定を締結している。イベント等を通じて都とのつながりを保持しつつ一般向けの広報を行っている。一般向け土地家屋調査士ガイダンス展開、今年度は14名の応募者があった。ポスター等は作成している。中吊り広告等は、一時的か継続的か、費用対効果を踏まえて検討している。

#### 神奈川会

カレンダーを作成して会員・支部に配布して支部が市町等に配布。

役所のモニタースペースに15秒くらいのPR動画放映。

#### 千葉会

地元新聞に年4回の30×25sizeの広告をいれている。

また70周年の際に京成電鉄に中吊り広告を6か月掲載した。10×15size中吊り広告（10万円程度）、別にポスター作製している。

#### 茨城会

広報ベスト着用してのウォーキング大会出場。70周年事業としての史跡3Dデータをプレリリース予定。鬼怒川氾濫の際には、市町とともに被害認定調査した。

#### 栃木会

各支部で無料相談会を開催している。他士

業との合同無料相談会は費用対効果を考慮し（他会よりの申し出のため）中止となったが、合同で新聞広告をいれた。

会員・一般も対象に公開講座を開催している。

#### 群馬会

TVCM放映中、他は無し。

#### 静岡会

10年以上継続してTVCM年間100万円投入。現在新CM作成中。

官公庁に対しては、県内連絡会があり、境界問題として提示している。

また、法務局との連携、特に災害協定を締結している。

#### 山梨会

武田信玄祭りに仮装して無料参加している。配布グッズは会の持ち出し。

#### 長野会

イベント時のウェア、日調連冊子等配布しているが少々しくない。

#### 新潟会

作っていない。ベスト・名簿入りパンフはある。

#### 提案 群馬会

過去の広報活動について、その後の効果、反響、満足度等お聞かせいただきたい。コロナ禍のため、限られた広報活動になると思いますが効果や反響が無い活動を行うよりも、より効果的、効率的な広報活動を行うための情報交換がしたいです。

#### 東京会

グッズ提供は反応があるものの、効果については確認が難しいと考える。アンケートが考え得る手段かも。コロナ感染対応もあるが、やはり対面イベントに効果があると考え。登記絡みの川柳公募などは一般人を巻き込み良きイベントとも考える。

#### 神奈川会

イベント後はアンケートが効果的と思われる。

埼玉会

TV・新聞広告もあったが、費用対効果を考え、現在していない。

千葉会

長年の小学校の出前授業、明海大学への講師派遣の結果、受講者の中から登録している会員や調査士を目指して補助者になっている方がいる。

出前授業を例年行っている小学校から、周年事業の人文字の為、立ち位置用の逆打ちの依頼を受けた経緯もある。

茨城会

一般向けと土木・不動産業界向けのアピールの展開を検討している。

栃木会

手ごたえ・効果は不明。

静岡会

CM等は継続が肝だと思っている。現在リメイクしている会のサウンドロゴ、旧作品などは「聞いている」との感想が多くあった。また、出前授業を行った高校卒業者の中に2名の業界入りがあり、費用対効果というよりも活動の満足が感じられた瞬間があった。

山梨会

当会でも出前授業を行った高校の生徒からの会の引き合いがあった。当会も一般向けガイダンスをやりたい。

長野会

過去のラジオCMからの引き合いは無し。会員でもCM聞いていない実状がある。

新潟会

自治体・有志での広報も含めた効果は解らない。銀行向けの広報を開催したが、事業としては効果を感じた。このことで銀行に限らず建築業界・不動産業界等への広報をしていきたい。

提案 長野会

入会者数減少について

入会者数の減少は全国的なものかと思われませんが、入会者数を増加させるような各会の具体的な取り組みをご教授願いたい。転職・離職者への入会誘導としてどのような広報活動をしているか。

神奈川会

試験合格者への開業ガイダンスを開催している。

千葉会

アカデミー開校について会員へアンケートを行った。回答が少なかったが、受験を条件とした補助制度について、専門学校、通信教育費用の補助を受けたいという意見が見受けられた。

静岡会

工業高校生対象のインターンシップは企画したが、コロナ対応のため実績はないが、いつでも展開できる段取りをとっている。

以上が各担当者からの報告となります。



## 大宮支部だより in 彩の国

大宮支部 矢部 晃司

大宮支部は、平成 27 年から旧岩槻支部の岩槻区の先生方が新たな仲間に加わり、支部会員数は現在、80 名 + 3 法人で、埼玉会では個人会員数が一番多い支部として活動しています。

これまで支部では、様々な趣向をこらした取り組みや研修会が行われてきました。

今回はその中から、現在活動中の愛好会と私が印象的だった研修会等をご案内するとともに、ぜひ一度は訪れていただきたい地元の施設を紹介いたします。

### 【現在活動中の愛好会】

#### 大宮調友会

大宮調友会はゴルフ愛好会です。その歴史は大変古く昭和 52 年に発足され、今年の 6 月には第 178 回のゴルフコンペが開催されました。

現在の会員数は 22 名（休会中も含む）で、発足当時から参加されている先生から令和元年に入会された先生まで、皆で真剣に競っています。

年に 4 回程ゴルフコンペが開催され、うち 1 回は宿泊して行っています。

伝統ある愛好会ですが、決して敷居が高くなく誰もが気軽に参加できます。

支部会員の皆さん、少しでも興味をお持ちの方がいらしたら、ぜひお声がけください。

#### 大宮調愛会・お助け倶楽部

大宮調愛会・お助け倶楽部は、測量作業等に欠かせない補助業務を部員相互で助け合う事を目的に平成 30 年に発足された愛好会で

す。

発足された先生方が開業当初に測量補助者がおらず苦労された経験からの改善策として支部会員のためにつくられたもので、大宮支部への熱い思いが詰まっています。

支部内で「一緒に仕事を手伝っていただける仲間」が愛好会として存在しているのは大変心強いです。

まだ活動内容をご存じない支部会員もいらっしゃるかと思いますが、これを機会に少しでも関心をお持ちいただければ幸いです。

### 【支部執行部の企画による研修、懇親会等】

#### 「さいたま地方法務局表示登記専門官を迎えての意見交換会」

通常の講義ではなく対話方式で行われたため、法務局側はその対応に大変苦慮したと思います。

日常業務の質疑だけではなく意見や要望をお伝えし、大変活気があり多くの支部会員の出席がありました。

#### 「埼玉土地家屋調査士会顧問弁護士 平岡直也先生の講義」

取得時効、私道問題に関わる講義が行われ、日常業務に関わる質疑応答の時間も多々あっていただきました。

埼玉会の顧問弁護士である平岡先生の真摯な人柄も知ることができ、何か相談事が生じた時に頼れる先生であることを認識出来たことも有意義な研修となりました。

「埼玉司法書士会大宮支部との合同新年会」毎年合同新年会が行われていましたが、ここ数年はコロナ禍で自粛となっています。

例年は懇親会のみですが、ゲストを招いての講演会を行い2部構成で行われた事もありました。

講演会は、FMラジオNACK5「GOGOMONZ（ゴゴモンズ）」のパーソナリティでお馴染みの三遊亭鬼丸師匠を招き、新年会らしい「初笑い」となり、落語を目の前で聴いたのが初めてだった私にとっては、思い出深い新年会となりました。

#### 【ぜひ訪れていただきたい！地元の施設紹介】

##### 大宮盆栽美術館

支部所在地には数多くの観光名所や施設がありますが、今回ご紹介させていただくの

は、平成22年に開館した大宮盆栽美術館です。

世界で初めての公立の盆栽美術館となっています。土呂駅から徒歩5分、大宮公園駅から徒歩10分と交通アクセスも良好です。

今や盆栽「BONSAI」は、世界から日本の伝統的な芸術文化として注目され人気が高まってきています。趣味として楽しむ人が増え、毎日少しずつ変化していく盆栽に愛着を感じる方が増えてきているのだと思います。

盆栽美術館には、樹齢数百年、なかには樹齢1000年の盆栽も展示されており、長い年月が育んだ盆栽を見た際は、とても感慨深かったです。わずか1mに満たない木に大樹の姿を凝縮したもの、それが盆栽です。奥深く、見応えもありますので、興味のある方はぜひ一度足を運んでみてください。



庭園



五葉松（推定樹齢500年）



## 今日の春日部駅西口改札前

春日部支部 遠藤義明

今ボクは、春日部駅西口改札前に立っています。ド派手な緑色の蛍光色のウインドブレーカーを羽織り、右手には『埼玉土地家屋調査士会春日部支部』と描かれたのぼり旗を携え、いつものパナマハットでカッコつけております。季節は梅雨入りをむかえ、蒸し暑さが襲う今日この頃、風をまったく通さないド派手なウインドブレーカーは、熱中症を引き起こす殺人的な凶器と化しております。

さて、ボクはここで何をしようかと言いますと、外部広報の一環といたしまして土地家屋調査士の存在を世間に知らしめる為の無謀な広報活動をこれからしようと思っております。なので背中に埼玉土地家屋調査士会とプリントされた、このド派手なウインドブレーカーは必須アイテムだったのでございます。左手に携えますトートバックには先日広報事業部にて作成いたしました土地家屋調査士 PR 漫画が 30 冊ほど収納されております。これからこの PR 漫画を春日部駅西口ロータリーにて配りまくり、さらには徒歩にて移動しながら、オジサンやオバサンに話しかけていきたいと思っております。

しかし、無謀とも言えるこのボクの行動ですが、孤独な単独行動のため証拠写真を残すすべを考えておりませんでした。西口ロータリーでしばし呆然としましたが、呆然としていても証拠写真は残せませんので、近所に事務所を構えるお友達の土地家屋調査士の尾崎博則会員に写真撮影を頼むことといたしました。『あのさぁ・・・ちょっと西口に来てくれない・・・？』『はい！わかりました・・・。』尾崎博則会員は 3 分ほどでボクの前に颯爽と現

れ、証拠写真の撮影に協力してくれましたが、ボクのこのウインドブレーカー姿を眺め、『手伝いましょうか・・・？』とは決して言うわけもなく、またしても颯爽と帰っていきました。

さて、しばし西口ロータリーにて活動しますが、ボクのこの今日のいでたちは一般通行人にはどのように見えているのでしょうか？自分で言うのもなんですが、ちょっと変だと思えます。ご存知の方もいらっしゃるかとは思いますが、ボクはどちらかというとヤンキー寄りの顔立ちをしていますので、このままここで活動していて職務質問されないのでしょうか？西口改札を出るとすぐ近くに交番がありますのでちょっと試してみます。交番を覗くと一人のお巡りさんが小難しい表情を滲ませ待機中です。まず、交番の前を右から左へと横切ってみます。このド派手なウインドブレーカーを着用しているにもかかわらずお巡りさんは気づきません。今度は左から右へ横切ってみます。オーっと目があいました。しかし、PR 漫画を差し上げたいボクの思いとはうらはらにお巡りさんは交番の扉を開きボクに職務質問をしてはくれませんでした。今回の活動に際し、道路使用許可を受けてはいませんが、どうやらこの程度の格好は許容範囲のようです。将来は『知識くん』の着ぐるみを広報事業部にて作成し、再度交番の前でパフォーマンスを繰り広げたいと思っております。

ロータリーでじっとしていても話し相手もおらず、また誰としてボクに話しかけてはくれないので少し移動したいと思っております。と言いますか、この格好で見ず知らずの人へ話しかけるのも結構勇気がいります。なのでターゲットを絞

りたいと思います。ターゲットはズバリ、朝の公園でストレッチ体操をしているオジサン・・・これでいきます。ストレッチオジサンはよく橋の欄干部分に出没しますが、あいにくこれからボクがねり歩こうとしている藤通りは遮る河川が存在せず、ストレッチオジサンに巡り合えるかは定かではありません。

春日部駅西口ロータリーから南へ延びる市道第1-8-1号線は春日部駅西口大沼線、通称藤通りと呼ばれ、全幅30メートルを誇るこの道路は、市役所通りに交差するまでのおよそ350mの両側に商業ビルが立ち並び、不動産屋さんも軒を連ね、割とアーバンイズされた趣を醸し出しています。緑地帯を兼ねた中央分離帯が目まぶしい新緑の光を返し、片側2車線の車道には黒塗りのタクシーと路線バスが行き交います。今日は土曜日なのですが、朝も早いことでひと目見て不動産業者であると判断できる身なりの方々が店の前を掃除しています。せっかくなのでターゲットとは違いますが、何件かの不動産屋さんへPR漫画を配布させていただきます。しかし、ふと気づきました。『これじゃ・・・なんか・・・自分の事務所の営業活動しているみたいだな・・・。』己の大義名分も裏腹に、いくばかりかの虚しさを覚えたボクは、我に返りました。『イカンじゃないか・・・オレは広く一般に、そして老若男女の一人でも多くの方に土地家屋調査士の存在を知らしめるためにこのアホな行動を起こしているのではないのか・・・？』

少し南に歩きます。牛井M屋の前では、美化委員の女子高生が右手には練炭ばさみ、左手には45リットルのゴミ袋を抱え制服姿のまま藤通りの歩道の清掃活動に励んでいました。化粧っ気のまるっきりの黒髪の彼女はポニーテールを水色の髪飾りで装飾し、ボクの差し出したPR漫画を何のためらいもなく受け取ってくれましたが、ボクを見返すその瞳は爬虫類の瞳のように空虚に、そして冷たくボクの心を刺すのでした。

さらに南下して行くと市役所通りとの交差点にコンビニ並みに便利な24時間営業の春日部

郵便局が鎮座します。この交差点を境目に、ここからさらに南の地方庁舎交差点までのおよそ1キロメートルを中央分離帯の無い車道とする構造としますが、その分歩道が広くなります。藤通りと言われるその名の通り、藤棚が歩道のほとんどを占め、自転車通行ゾーンも出現します。毎年4月下旬には藤まつりなる春日部市をあげた一大イベントが開催されますが、これぞまさしくカーニバル・・・狂おしいほどに咲き乱れ、高貴な香りにて通行人を悩殺しまくる、手が届きそうなくらいに藤棚から垂れ下がった藤房を横目に、日頃の練習を競い合うダンサーの方々がうねりを上げて藤通りを行進します。藤の花が咲き乱れる藤棚の下では的屋と呼ばれる個人事業主の方々がB級グルメを売りまくり、多量のビールを摂取した方々が、春の日差しにその赤い頬を照らされます。

交差点で信号待ちをしますが、ボクの目の前に一人のオジサンが同じ方向を向き信号待ちをしています。オジサンでっせ・・・。赤信号の前でストレッチ体操はしていませんでしたが、声をかけないわけにはいかずPR漫画を差し出しました。するとオジサンは、建築関係の仕事につくご家族がいるらしく土地家屋調査士の存在をご存知でした。ボクはとっても嬉しくなり、PR漫画を追加で二冊差し上げようと差し出しましたが、その瞳が微笑んでいるのにもかかわらず決してPR漫画を受け取ることなくボクの前を歩き去りました。しかし、これほど無名の土地家屋調査士にもかかわらず、その存在を知るオジサンに春日部郵便局の前で出会えたことは、百万光年彼方からの一筋の光がボクのおゆるむ方向を照らすようでした。

さらに南下しますと藤通りは市道第1-20号線、通称ハクレン通りと交差します。右に折れますと皆さんご存知のさいたま地方法務局春日部出張所に行き当たります。この交差点の目立たないところにちょっとした公園があります。公衆トイレといくつかのベンチが鎮座し、一目見て公園と判断できますが、あまり手入れが行き届いてない感はぬぐい切れません。それでもボクはこの公園のやさぐれ感がとても気に入っ

ています。公衆トイレが装備されているせいもあり、休憩中のタクシードライバーがベンチに腰掛け空を仰ぎ、蕎麦屋の出前持ちが煙草の煙を細く、そして雲まで伸ばします。さて、今日とは言いますと、ストレッチはしていませんでしたが、一人のオジサンがベンチにておつろぎの様でした、ボクはPR漫画を差し出し、お読みいただけませんか？と丁寧に申し上げたつもりでしたが、『・・・読むだけでいいんだよね？・・・あとは何もないよね？・・・もういいんだよね？・・・』オジサンは足早にボクの前から立ち去りましたが・・・オヤジ狩りではありません。ボクもすでにオヤジですので・・・。

ボクは数年まえより広報部の活動に参加させて頂いていたのですが、その頃より外部広報の一環として今回の様な無謀なPR活動をしてみたいと思っておりました。境界立会等の業務時に一般の方々とのやり取りの中でやりづらさを感じるときが多々ありますが、ボクは土地家屋調査士の知名度の低さもその要因の一つではないのかと思っています。こんな行動一つで土地

家屋調査士の知名度が劇的に向上するとは決して思っていませんし、土地家屋調査士を目指す若い方々の減少や調査士試験の受験者数の低下に歯止めがかかるとも思っていません。

月に手を伸ばしたところで決して月に手が届くことはありません。しかし、ジョー・ストラマーは言いました。『たとえ届かないとわかっていても手を伸ばせ・・・』ボクもかくありたい・・・。

続く・・・(いつになるか知らないけど・・・)







# 相続法改正

志木支部 若野 滋 男

## 第1 はじめに

土地家屋調査士の皆様に向けて表示登記業務上必要と思われる知識と、ご自身の相続や事業承継について知っておきたい相続法改正についてお話しします。そして民法の相続法改正だけでなく、最近登記業務でよく目にする信託法改正や経営承継円滑化法も取り上げたいと思います。

私は土地家屋調査士として相続に伴う分筆登記などをすることもありますし、弁護士として相続紛争に関わることも多いです。

相続においては様々な立場の方が遺産を巡り紛争になることもあり、遺言が紛争を防ぐこともあれば遺言によって紛争が起きることも目の当たりにしてきました。

そうした中で日本やその他の国の相続制度についての書籍を読み、相続制度の変化や相続制度が家族制度と密接な関係があり、社会制度にも密接な関係があることに興味を持ちました。

僭越ですが相続法改正のお話をさせていただきます。

## 第2 相続法の歴史

相続については、大きく法定（均分）相続と遺言相続があります。

戦後民法が均分相続を基本としたことから、日本は均分相続の国と思われるかもしれませんが、日本社会の根本は江戸時代の家督相続の考えが今でも続いていると考える学者もいます。鎌倉時代の均分相続から戦国時代の惣領相続となり、江戸時代の家督相続に落ち着き、これを維持するため儒学や朱子学を江戸幕府が採用し

ました。家督相続は明治政府にも引き継がれました。

その後戦後の占領政策において財閥解体、農地解放政策が執られ均分相続としての民法改正やシャウプ勧告による相続税の急激な課税がなされました。

フランスの歴史人口学者のエマニュエル・トッドは家族制度が社会の価値観・イデオロギーを生み出すとしています。トッドによれば日本やドイツは子どもたちのうち一人が跡取りとして指名され親の家にとどまる仕組みとしての「直系家族」の形態です。この形態では、社会は秩序と安定を好み、政権交代が少なく、自民族中心主義が見られます。これに対してアメリカやイギリスは核家族、即ち、結婚すると子どもたちは独立し、両親が死ぬと財産は子どもたちが平等に分けるという形態です。

これからご説明します相続法の改正や経営円滑化法は均分相続での不都合を是正する方策です。

## 第3 相続法改正の経緯

相続法の改正の正式名称は「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」で平成30年7月6日に成立、同月13日に公布されました。そして、原則として平成30年7月1日以降に生じた相続に改正法が適用されます。

改正の経緯は、平成25年9月4日最高裁大法廷決定により、非嫡出子の相続分が嫡出子の2分の1とされていた当時の民法が法の下を平等を定める憲法14条1項に違反するとされたことがきっかけです。それにより婚姻夫婦と未

成熟子の保護が求められることとなりました。

また、平成 28 年 12 月 19 日の最高裁大法廷決定により、預貯金債権が相続開始により当然に分割されず、遺産分割の対象とすることになり、これまでの家庭裁判所の実務の変更がされました。これによって、緊急に預貯金を必要とする相続人の保護が必要となりました。

#### 第 4 改正のポイントその 1 配偶者の居住権保護

##### 1 配偶者居住権の新設

配偶者の居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認める法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする（民法 1028 以下）。

土地家屋調査士としては、配偶者居住権の設定された建物の滅失登記を代理申請する場面が考えられます。配偶者居住権の消滅原因には、期間満了（期間を定めた場合）（民法 1036、597 条 1 項） 配偶者の死亡（民法 1036、597 条 3 項） 建物の全部滅失等、等があります（民法 1036、616 条の 2）。配偶者居住権は通常の賃借権又は使用借権に準じて乙区に登記され（不動産登記法 81 の 2 参照） 所有権登記名義人からの申請により建物滅失登記ができることとなります。

##### 2 配偶者短期居住権の新設

配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住建物を使用できるようにする（民法 1037 以下）。

配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間（ただし、最低 6 か月間は保障）

居建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には居建物の所有者から消滅請求を受けてから 6 か月

#### 第 5 改正のポイントその 2 遺産分割に関する見直し

##### 1 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示推定規定）

婚姻期間が 20 年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは、持戻しの免除の意思表示があったものと推定し（民法 903 条 4 項）、被相続人の意思を尊重した遺産分割ができるようにする。

つまり、遺産分割時に遺贈又は贈与された居住用不動産の価額を特別受益として相続財産に加算せずに遺産分割をする結果、配偶者の取得分が増えることとなります。

特別受益とは、共同相続人間の公平を図るため、遺贈や生計の資本の贈与等の特別な受益を受けた者がいるときは、特別受益の価額を相続財産に加算し（持ち戻し）遺産分割をするものです（民法 903 条 1 項）。

これと似た概念としての遺留分があります。遺留分は、被相続人が有していた相続財産について、一定の割合を相続人の権利として保障する制度です（民法 1042 以下）。遺留分制度の改正については後述します。この配偶者の居住用財産贈与又は遺贈が遺留分侵害になるかどうかは後述する遺留分侵害に該当するかどうかを別途検討する必要があります。

結論を言いますと、持ち戻し免除の意思表示があっても、遺留分とは制度趣旨が異なるので遺留分算定の基礎財産に含まれます（最判 H24. 1. 26 判時 2148-61）。

##### 2 遺産分割前の払戻し制度の創設等

相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する（民法 909 の 2）。

遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については、単独での払戻しを認めるようにする。（相続開始時の預貯金債権の額（口座基準））× 1/3 ×（当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分）＝単独で払戻しをすることができる額（ただし相続人一人につき同一金融機関につき 150 万円以下）。

##### 3 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分し

た場合の遺産の範囲

相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設ける。

一部の共同相続人が遺産分割前に遺産の一部を処分した場合、他の共同相続人の同意により遺産分割の対象財産とすることができるようになりました（民法 906 の 2 の 2 項）。

## 第 6 改正のポイントその 3 遺言制度に関する見直し

### 1 自筆証書遺言の方式緩和

自筆でない財産目録を添付して自筆証書遺言を作成できるようにする（民法 968 条 2 項）。

### 2 遺言執行者の権限の明確化

遺言実務（公正証書遺言）では、「特定の相続人に対し特定の遺産を相続させる旨の遺言」、いわゆる「相続させる」旨の遺言が広く利用されてきました。

この相続させる旨の遺言がなされれば、特段の事情がない限り、何らの行為を要せずして被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるとされており、登記手続きについて権利を承継した相続人が単独で行うことができるため、遺言執行者には移転登記手続きをする権利も義務もないとされてきました（最判平成 11 年 12 月 16 日）。

また、相続させる遺言があっても金融機関によっては預金の払い戻し手続きには共同相続人全員の承諾がなければ払い戻しには応じないところもありました。

改正法では、この相続させる旨の遺言を「特定財産承継遺言」（民法 1014 条 2 項）と定義しました。

そして、取引の安全を図る観点から遺言執行者に登記手続き権限（民法 1014 条 2 項）預金の払い戻し請求権限（民法 1014 条 3 項）を明確にしました。

### 3 公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度の創設

## 第 7 改正のポイントその 4 遺留分制度に関する見直し

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的效果が生ずるとされている現行の規律を見直し、遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとしつつ（民法 1046 条）受遺者等の請求により、金銭債務の全部又は一部の支払につき裁判所が期限を許与することができるようにする。（物権的共有から単独相続での金銭支払へ）

本来被相続人は自己の財産を自由に処分できるはずですが、一定の相続人に留保されていて被相続人による自由な処分（遺贈・贈与）を制限する権利のことを遺留分と言います。これについて、明治民法では、家の維持・存続のために家督相続制度における戸主の地位にあった被相続人の財産を家族共同体の中にとどめることが遺留分制度の最大の目的とされてきました。これに対して現行民法では遺族の生活保障、遺産形成に貢献した遺族の潜在的持分の清算、実質的夫婦共有財産の清算、共同相続人間の公平確保という目的のために遺留分制度が設けられているとされています。

現行制度では、遺留分減殺請求権の行使によって遺留分を侵害した贈与・遺贈を減殺し、遺留分を侵害する限度でその効力を失わせ、これを相続人が取り戻す（回復する）制度でした。遺留分減殺請求により遺言により遺産を与えられた受贈者と遺留分請求者との共有状態が生ずることとしており、株式や事業用財産が共有となることによって事業承継の支障となっているという指摘がされており、これに対応したものです。

改正法では、受遺者は遺言された遺産を単独で取得することができることになりましたが、遺留分を弁済する原資となる金銭がない場合には新たな問題が生じることとなります。

まず、裁判所は期限の許与をすることができません（民法 1047 条 5 項）。金銭支払に代えて相続した土地で支払った（代物弁済）した場合は、代物弁済した時点で代物弁済した者に対し、譲渡所得税が発生することになり注意が必

要です（所得税法基本通達 33 - 1 の 6 ）。

また遺留分算定の対象について、現行法では相続人に対する特別受益に該当する贈与は何年前にされたものでも遺留分算定の基礎財産になり、相続の紛争が長引く弊害がありました。改正法ではこれを 10 年に限定しました（ただし遺留分権利者に損害を加えることを知ってされた贈与は除く・民法 1044 条 1 項・3 項）。この「損害を加えることを知って」とは例えば被相続人が年金収入だけになって財産が増加する可能性がない状況で遺留分権利者の遺留分を侵害する贈与をする場合が挙げられます。

#### 第 8 改正のポイントその 5 相続の効力に関する見直し

前述の「第 6 改正のポイントその 3 の 2 遺言執行者の権限の明確化」でも述べましたが、取引安全の見地から、相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記等の対抗要件なくして第三者に対抗することができることとされていた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える権利の承継については、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないようにする（民法 899 の 2 第 1 項）。

#### 第 9 改正のポイントその 6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができる制度（特別の寄与）を創設する（民法 1050 条）。

特別の寄与の制度創設に伴い、家庭裁判所における手続規定（管轄等）を設ける。

#### 第 10 信託法改正

平成 18 年に信託法が改正され民事信託が積極的に利用されてきています。信託銀行が担い手となってきた商事信託と対置され、民事信託は家族信託とも呼ばれます。

民事信託は、本人保護を形式的に適用される後見制度ではできない信託目的を設定できます

（不動産の売却、収益不動産の建築等）。また、遺言では達成できない後継ぎ遺贈型受益者連続信託が可能です。

信託とは、信託を設定する人（委託者）が、自分が有する一定の財産を別扱いとして、信託できる人（受託者）に託して名義を移転し、この託された人において、その財産を一定の目的に従って管理活用処分を行い、その中で信託の利益を享受する人（受益者）に信託財産を利用させあるいは運用益等を給付し、そして最終的には信託財産そのものを遺したい人（帰属権利者等）に引渡し給付して、その目的を達成する制度です。

表示登記の申請適格者は、信託登記を経由した受託者であり、その際、信託契約目的の範囲内であることが必要です。

合筆登記においては、一般の合筆制限（不動産登記法 41 条）の他、合筆するすべての土地に同一内容の信託の登記がされている場合（不動産登記法 97 条）のみ、合筆が許されますので注意が必要です。

また未登記建物の建物表題登記は、受託者が表題部所有者となります。新築の場合は、新築が信託契約目的の範囲であることその他、受託者名義の建築確認・請負契約書・工事代金受領書が所有権確認資料となり、信託財産たる金銭で建物の建築資金が支払われる必要があります。

#### 第 11 経営承継円滑化法の改正

事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応をはじめとする事業承継円滑化のための総合的支援策を講ずる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成 20 年 5 月に成立しました。

一定の要件を充たす中小企業において、先代経営者から自社株式等の遺贈・贈与等を受けた後継者（必ずしも先代経営者の推定相続人に限られない）が一定の場合に遺留分の特例を受けられます。

非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度

生前贈与株式等・事業用資産の価額を除外

(除外合意)

生前贈与株式等の評価額を予め固定(固定合意)

この特例の適用を受けるためには、合意書面の作成、合意した日から1か月以内に経済産業大臣に対して確認の申請、この確認を受けた日から1か月以内に家庭裁判所に申立をし、裁判所の許可を受ける必要があります。

平成30年度税制改正では、これまでの措置に加えて、10年間の時限措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の最大3分の2まで)の撤廃や、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)等の特例措置が創設されました。

## 第12 まとめ

これらの制度は、少子高齢化等の社会・経済情勢の変化に伴い、本人の福祉・扶養の問題、遺された家族の生活、事業承継などの多様なニーズに応えるための法律の改正です。相続法改正の「遺留分権利者を害することを知って」という要件を見ても、引退してからではなく、元気に働けるうちにこれらのことを考えていくことも大事だと思います。まず相続・事業承継対策はご自身の会社の株価や相続税申告の要否

の把握からでしょうか。

均分相続は平等原則に基づき、決して間違った考えではありません。ただ個々人の状況について上述した遺留分制度による遺族の生活保障、遺産形成に貢献した遺族の潜在的持分の清算、実質的夫婦共有財産の清算、共同相続人間の公平確保という観点に照らし遺言を作るべき場合には適切な遺言を作っていただき、必要に応じて事業承継等も生前に行っていただくのが良いと考えます。私たち一人一人がどのように人生を締めくくり次の世代へ私たちの築いてきたものを受け継いでもらうかを考えていただく機会にこの誌上研修がそのきっかけになれば望外の喜びです。

参考文献 改正相続法と家庭裁判所の実務 片岡武 管野眞一著(日本加除出版)  
詳解相続法 潮見佳男著(弘文堂)  
遺留分の法律と実務 第二次改訂版 埼玉弁護士会編(ぎょうせい)  
権力の日本史 本郷和人(文春新書)  
明治維新で変わらなかった日本の革新 猪瀬直樹 磯田道史(PHP新書)



## 『もしも だったら・・・』

総務部 角田勝行 三友一浩 (20年前のNHKのど自慢の男)

皆さん、こんにちは！ 総務部次長の角田です。

タイトルを見て、もしかしたらザ・ドリフターズのコントかな？ってピンときた人は、私と同じ年代の50代、60代の会員の方かと存じます(笑)。

コロナ禍における現代社会では、いつしか笑顔も無くなり、暗いウクライナ戦争、物価高と、目まぐるしく悪化する社会情勢にドリフ世代の私達には、『ダメだこりゃー』と嘆く毎日です！

世の嘆き節が原因か知りませんが、本会には毎日の様に苦情・相談等の電話が鳴り響き、時には直接来所して、会員の文句や不満に対応する事務局員の大変な苦勞を皆様ご存知でしょうか？

総務部では、1週間ごとに担当者が替わって本会に連絡があった苦情等の相談を担当しています。その相談結果を文章にして、本会に「苦情聞き取り記録」としてメールにて送信します。

その「苦情聞き取り記録」が正・副会長を始め、常任理事、総務部各理事、境界問題相談センター埼玉運営委員方々に送信されます。

相談内容が容易に解決する案件もあれば、数か月にも及ぶもの、苦情処理委員会に廻す事態に発展する事などもあり、対応にいつも悪戦苦闘を強いられております。

1年を通じて判った事は、同じ様な事例の苦情がある事に気が付きました。

例えば

ブロックの工事をしたら古い杭が出てきた。立会証明書に署名した事を無効にしたい。立会証明書に署名・押印した覚えがない。立会の三日前に立会案内の郵便物が届いた。一方的ではないか？ 等々  
皆さん、一度は経験した事ありませんか？

そこで、私達総務部が発信元で、電話相談案件で問題化しそうな相談をドリフのもしもシリーズになぞらえて、問題化を事前に防ぐ対策案を考えてみました。

『もしも、古い境界杭が出てきたら？』

境界立会の時だったら

1. まず慌てない事、また動揺しない事。
2. 参考程度にする事を立会者に告げ、仮測量する旨を言う。
3. 杭の状態を良く観察する。(折れていないか？曲がっていないか？)
4. その場でその杭が間違いないかどうかについて結論を急ぐな！
5. 土地地積測量図との寸法差がある場合は、作成された地積測量図の年代も考慮に入れて判断する。または許容誤差範囲内として処理するか？
6. 一番注意するのは、民民の境界ライン上になっているかどうかの位置関係です。そこで曲点を作って良いのかどうかの判断。

境界立会後の工事中だったら

1. すぐに駆けつける事。工事のストップも視野に考える事。
2. 古い杭が正解だと思っている外構業者もいます。
3. 控え点(2か所)を取って杭を抜いて作業する外構業者は要注意!

特に3については、私の尊敬する大先輩の三友一浩会員の業務に対する心構えを載せさせていただきます。

私(三友一浩)は、擁壁・ブロック塀を構築する現場では、曲がりポイントに測量の際に控え鉋を何点か打って、その座標を押さえ控え鉋図を作成して業者に渡すようにしています。(業者は座標値では判らないので、距離を入れ

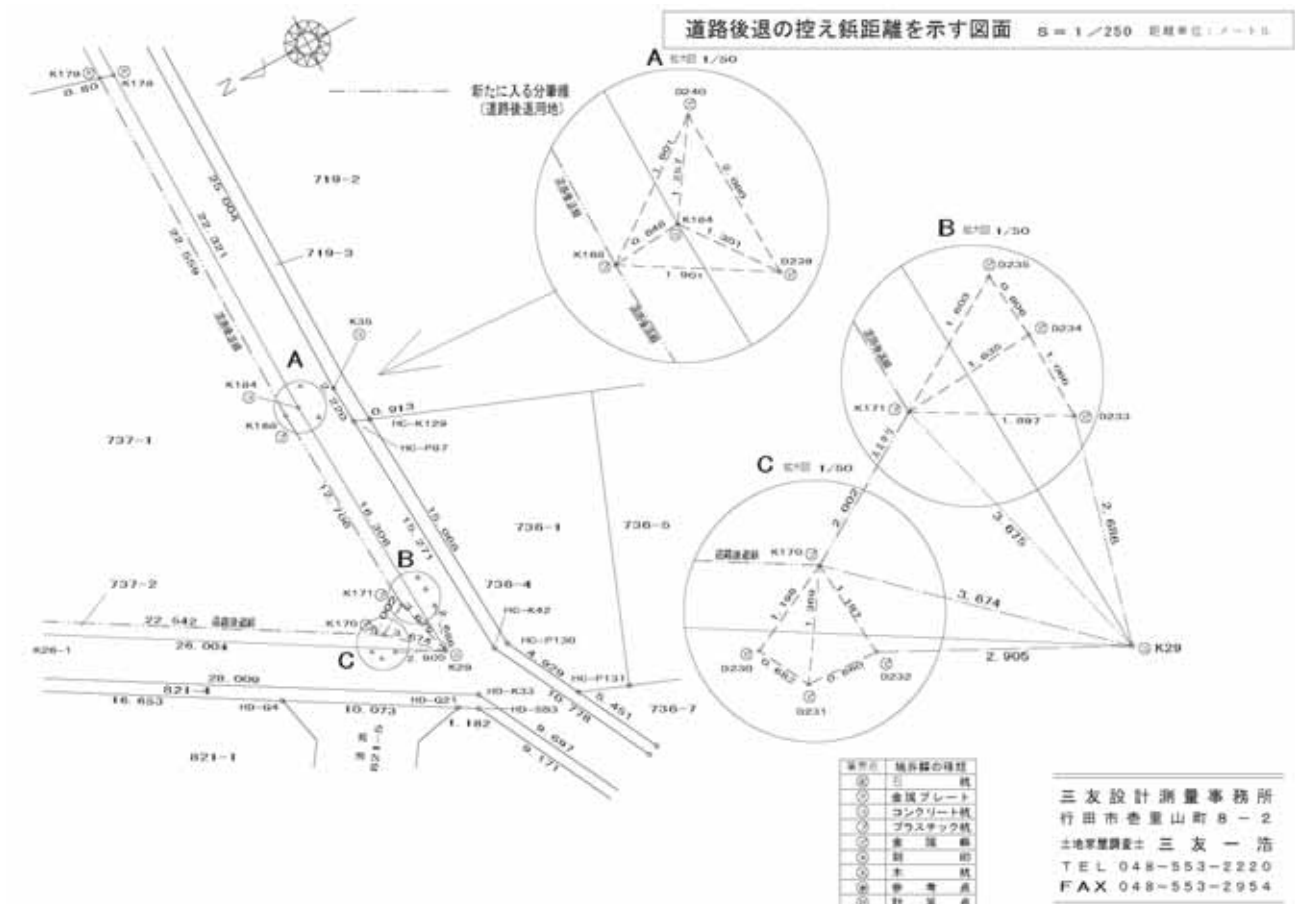
ます。)そして、要所は、擁壁パースを作成します。

何故かと言えば、業者が自分で2点控えを取って施工し、間違ってしまうのを避けるためです。パースにすれば、立体感が感じられ、より理解しやすいと思い作成します。

測量する際に控え鉋を打って座標に押さえることは時間と労力が掛ります。しかし、後で誰が間違っただのかの水かけ論になる事を防ぐためです。

自分を守るためには、結果をプロセスの段階で把握する必要があります。

何事も(この仕事は特に)結果が全てです。その為には、その段階(プロセス)で結果を読み取る必要があります。







# 会員の動静

## 入会者

支部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏名	事務所所在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
浦和	2751	-	稲垣宏晃	〒330-0051 さいたま市浦和区駒場1丁目14番5号	048-826-6922 048-767-7418
	2413				
埼玉	2752	1603003	島野幸	〒347-0042 加須市志多見2346番地2	0480-48-7013 0480-48-7014
	2414				
上尾	2753	-	徳永徹	〒363-0014 桶川市神明2丁目6番3号	048-776-2580 048-776-2580
	2415				
川越	2754	-	能地芳弘	〒350-1124 川越市新宿町5丁目10-11 ルミネ新宿102	090-9682-8338 -
	2416				
上尾	2755	-	岸義将	〒363-0024 桶川市鴨川一丁目11番18号	048-658-9120 048-658-9130
	2417				
浦和	2756	-	杉山哲士	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂二丁目3番19号 新高砂ビル2F 土地家屋調査士法人リーガル・フェイス社員	048-816-4338 048-816-4348
	2418				
熊谷	2757	-	片貝崇	〒367-0205 本庄市児玉町上真下64番地	0495-71-9815 0495-71-9884
	2419				
大宮	2758	-	加藤大輔	〒339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目4番3号 共進調査設計株式会社内	048-758-1905 048-756-1058
	2420				
大宮	2759	-	中村和也	〒331-0814 さいたま市北区東大成町一丁目489番地1 日勝堂ビル2F 土地家屋調査士法人えん道グループ 使用人土地家屋調査士	048-660-0050 048-856-9386
	2421				
志木	2760	-	深井三男	〒354-0034 富士見市上沢3丁目1番23号108	080-2254-7694 -
	2422				
越谷	2761	-	増田大文	〒343-0111 北葛飾郡松伏町大字松伏3160番地1	048-992-0717 048-992-0980
	2423				
越谷	2762	-	梶原裕太	〒343-0807 越谷市赤山町三丁目180番地1 アイビーハイツ102	048-960-6444 048-960-6555
	2424				

川口	2763	201024	畑 本 秀 人	〒 332-0035 川口市西青木三丁目 11 番 14 号	048-400-2622 048-258-8397
	2425				
川越	2764	-	田 村 晃 一	〒 354-0045 入間郡三芳町大字上富 410 番地 1	049-256-9104 049-257-4597
	2426				
熊谷	2044	-	太 齊 光 行	〒 366-0033 深谷市国済寺 565-26	080-5484-2915 -
	2427				
浦和	2765	-	白 又 徹 二	〒 335-0004 蕨市中央 1 丁目 33 番 5 号	080-6633-1670 048-443-2896
	2428				
秩父	2766	-	坂 本 幸 晴	〒 368-0102 秩父郡小鹿野町長留 2792 番地 5	0494-75-0275 0494-75-0967
	2429				
志木	2767	-	増 井 聡太郎	〒 352-0001 新座市東北二丁目 30 番 18 号 尾崎ビル 6 階	048-487-7160 050-3737-6112
	2430				
浦和	2768	237002	舟 山 政 明	〒 336-0017 さいたま市南区南浦和 1 丁目 3 番 23 号 101	048-884-3333 048-884-3334
	2431				
草加	2769	-	小 島 岳 洋	〒 340-0051 草加市長栄一丁目 842 番地 4	048-941-8857 048-941-8858
	2432				
越谷	2770	-	通 次 妙 美	〒 343-0857 越谷市新越谷一丁目 16 番地 5	048-912-0355 048-912-0355
	2433				

退 会 者

支部	登録番号	氏 名	事 務 所 所 在	退 会 年 月 日
	会員番号			
志木	2477	増 澤 武	〒 352-0035 新座市栗原一丁目 1 番 17 号	R 4 . 1 . 14
	2132			
熊谷	1291	遠 藤 修 平	〒 361-0052 行田市本丸 3 番 34 号	R 4 . 1 . 14
	935			
狭山	2469	村 山 洋 平	〒 358-0012 入間市東藤沢四丁目 11 番 5 号	R 4 . 1 . 31
	2123			
上尾	1608	岡 田 利 昭	〒 364-0002 北本市宮内一丁目 149 番地 7	R 4 . 1 . 31
	1224			
草加	2020	大久保 啓 介	〒 340-0015 草加市高砂 1 丁目 7 番 7 号	R 4 . 1 . 31
	1659			
川越	1580	三 木 勝 次	〒 356-0004 ふじみ野市上福岡 6 丁目 10 番 7 号	R 4 . 2 . 10
	1202			
浦和	1389	吉 野 禎 一	〒 336-0043 さいたま市南区円正寺 5 番地	R 4 . 2 . 15
	1038			
越谷	2263	小 菅 賢 治	〒 343-0845 越谷市南越谷 4 丁目 8 番地 9 ザ・ウィンベル新越谷 410	R 4 . 2 . 28
	1909			
大宮	1599	関 根 利 男	〒 339-0055 さいたま市岩槻区東町 2 丁目 2 番 28 号	R 4 . 2 . 28
	1221			
埼葛	2403	澤 木 一 成	〒 346-0003 久喜市久喜中央 1 丁目 15 番 70 号	R 4 . 3 . 8
	2056			
浦和	2691	杉 本 政 昭	〒 330-0072 さいたま市浦和区領家四丁目 15 番 10 号 土地家屋調査士法人頼和社員	R 4 . 3 . 22
	2353			
川越	978	發 智 金 一 郎	〒 350-1175 川越市大字笠幡 4563 番地	R 4 . 3 . 31
	636			
埼葛	1783	上 原 伊 雄	〒 346-0005 久喜市本町 4 丁目 2 番 44 号	R 4 . 3 . 31
	1412			
浦和	1846	岡 田 享	〒 336-0025 さいたま市南区文蔵 1 丁目 2 番 3 号	R 4 . 3 . 31
	1476			
草加	1653	大 椿 捷	〒 340-0815 八潮市八潮三丁目 8 番地 20	R 4 . 3 . 31
	1268			

秩父	1632	鬼頭利置	〒368-0051 秩父市中村町4丁目7番1号	R 4 .3 .31
	1251			
川口	2494	信太幸男	〒332-0012 川口市本町4丁目5番8-1207号	R 4 .4 .11
	2149			
熊谷	1701	古田泰夫	〒366-0801 深谷市上野台82番地1	R 4 .4 .15
	1320			
草加	2689	堀江菜々子	〒340-0022 草加市瀬崎二丁目38番9号 土地家屋調査士法人四門社員	R 4 .4 .28
	2351			
埼玉	1393	土屋忠行	〒349-0121 蓮田市関山3丁目7番2号	R 4 .4 .30
	1030			
越谷	2625	仲田大豊	〒343-0845 越谷市南越谷5丁目26番地6コーポ YM203号	R 4 .5 .20
	2285			
所沢	2613	田部浩史	〒359-0047 所沢市花園4丁目2583番地16	R 4 .5 .30
	2272			
熊谷	1109	持田勝啓	〒360-0816 熊谷市石原3丁目267番地	R 4 .5 .31
	757			
上尾	2753	徳永徹	〒363-0014 桶川市神明2丁目6番3号	R 4 .6 .6
	2415			
秩父	1338	長岡倉雄	〒369-1412 秩父郡皆野町大字皆野1117番地	R 4 .6 .22
	984			
草加	2479	澤田広行	〒340-0053 草加市旭町6丁目14番48-403号	R 4 .6 .29
	2134			
浦和	2285	齋藤隆一	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂三丁目6番12号 グローバル県庁前2階	R 4 .6 .30
	2214			
川越	964	小野郁夫	〒350-1114 川越市東田町22番地39	R 4 .7 .20
	624			
坂戸	1905	石川孝虎	〒350-2201 鶴ヶ島市富士見4丁目3番24号	R 4 .8 .8
	1541			

事務所移転

支部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏 名	事 務 所 所 在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
草加	2541	-	藤 木 和 也	〒 340-0006 草加市八幡町 816 番地 2-201 号	048-951-5943 048-951-5945
	2198				
浦和	1652	-	丸 谷 紀 郎	〒 330-0042 さいたま市浦和区木崎 4 丁目 23 番 15 号 ( 4 丁目 595 番 25 )	048-831-1598 048-831-1598
	1282				
大宮	2517	-	橋 本 貴 雄	〒 337-0017 さいたま市見沼区風渡野一丁目 9 番地 12	048-876-9872 048-876-9873 (住居表示変更)
	2174				
埼玉	1248	-	安 部 公 雄	〒 346-0004 久喜市南三丁目 4 番 34 号	0480-21-5255 0480-31-6373
	945				
大宮	2733	-	菅 原 達 弥	〒 331-0052 さいたま市西区三橋六丁目 1045 番地 6	070-9017-5060 -
	2395				
大宮	2561	903007	小 高 直 行	〒 331-0825 さいたま市北区榎引町二丁目 271 番地 1 (株)宮原設計測量内	048-664-3094 048-664-3130
	2220				
大宮	2426	-	前 田 英 一	〒 331-0046 さいたま市西区宮前町 1714 番地 1 の 202 (株)檀上設計測量内	080-5576-2857 048-782-6917
	2080				
越谷	2738	-	岩 崎 誠	〒 343-0023 越谷市東越谷九丁目 40 番地 3	090-4385-1759 048-966-1996
	2400				
浦和 大宮	2706	-	中 山 陽 平	〒 339-0002 さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺 82 番地 93	080-7761-9484 -
	2368				
草加	2487	-	伊 藤 治三郎	〒 340-0021 草加市手代 2 丁目 8 番 7 号	048-948-8968 048-948-8976
	2142				
志木	2722	-	亀 山 敦 史	〒 353-0004 志木市本町 5 丁目 13 番 20 号 本町ビル 3 階	048-486-1217 048-486-1218
	2384				
所沢	2440	-	大 友 唯 一	〒 359-1142 所沢市上新井三丁目 59 番地の 4	04-2937-3421 04-2937-3422
	2094				
所沢	2636	1103006	佐々木 佳 苗	〒 359-0023 所沢市東所沢和田二丁目 14 番地の 9	04-2937-3122 04-2937-3123
	2297				
草加	2510	-	廣 瀬 勝 輝	〒 340-0815 八潮市八潮三丁目 15 番地 3	048-947-3344 048-945-1223
	2166				
川口	2582	1003001	加 藤 真	〒 333-0811 川口市戸塚五丁目 9 番 9 号	048-291-8239 048-280-6637
	2241				
大宮	2163	-	齋 藤 裕 輔	〒 337-0053 さいたま市見沼区大和田町 1 丁目 1645 番地 サンライフ大和田 203	048-715-1123 -
	1805				

土地家屋調査士法人 従たる事務所 設置

	法人番号	支部	法人名称	社員 (使用人土地 家屋調査士)	事務所所在	事務所電話 " F A X
法人	01-0058- 03-0020	浦和	土地家屋調査士法人 リーガル・フェイス	杉山哲士	〒 330-0063 さいたま市浦和区高砂二丁目 3 番 19 号 新高砂ビル 2F	048-816-4338 048-816-4348

土地家屋調査士法人 従たる事務所 廃止

	法人番号	支部	法人名称	社員 (使用人土地 家屋調査士)	事務所所在	廃止年月日
法人	01-0032- 03-0007	浦和	土地家屋調査士法人 ヴェルテックスプラン	前川怜介	〒 336-0031 さいたま市南区鹿手袋四丁目 16 番 5 号	R 4 . 5 . 31

土地家屋調査士法人 社員 (使用人土地家屋調査士) の加入

	法人番号	支部	法人名称	社員 (使用人土地 家屋調査士)	事務所所在	事務所電話 " F A X
法人	03-0011	大宮	土地家屋調査士法人 えん道グループ	(中村和也)	〒 331-0814 さいたま市北区東大成町一丁目 489 番地 1 日勝堂ビル 2F	048-660-0050 048-856-9386
法人	03-0025	浦和	土地家屋調査士法人 ヴェルテックスプラン 埼玉	前川怜介	〒 336-0031 さいたま市南区鹿手袋四丁目 16 番 5 号	048-710-4500 048-710-4502

土地家屋調査士法人 社員から代表社員へ資格変更

	法人番号	支部	法人名称	代表社員	事務所所在	事務所電話 " F A X
法人	03-0025	浦和	土地家屋調査士法人 ヴェルテックスプラン 埼玉	松永聖矢	〒 336-0031 さいたま市南区鹿手袋四丁目 16 番 5 号	048-710-4500 048-710-4502

土地家屋調査士法人 社員 (使用人土地家屋調査士) の脱退

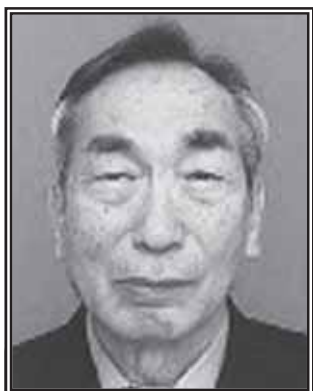
	法人番号	支部	法人名称	社員 (使用人土地 家屋調査士)	事務所所在	脱退年月日
法人	03-0011	大宮	土地家屋調査士法人 えん道グループ	(菅原達弥)	〒 331-0814 さいたま市北区東大成町一丁目 489 番地 1 日勝堂ビル 2F	R 4 . 3 . 15
法人	01-0022- 03-0005	草加	土地家屋調査士法人 四門	堀江菜々子	〒 340-0022 草加市瀬崎二丁目 38 番 9 号	R 4 . 4 . 28

A D R 認定調査士（令和 4 年 3 月 14 日認定）

支部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏 名	事 務 所 所 在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
春日部	2743	1603001	伊 藤 健 児	〒 344-0022 春日部市大畑 154 番地 1 サンライズビル 202	048-747-3650 048-747-3651
	2405				
草加	2736	1603002	茂 呂 和 慶	〒 340-0022 草加市瀬崎 2 丁目 2 番 1-110 号	048-907-1292 048-924-3303
	2398				
埼玉	2752	1603003	島 野 幸	〒 347-0042 加須市志多見 2346 番地 2	0480-48-7013 0480-48-7014
	2414				
浦和	2704	1603005	豊 田 凌 弥	〒 330-0063 さいたま市浦和区高砂二丁目 13 番 19 号 浦和第二大栄ビル 土地家屋調査士法人パートナーズ社員	048-789-7039 048-789-7058
	2366				

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします。



遠藤 修平(72歳)  
令和4年1月14日ご逝去



小野 郁夫(85歳)  
令和4年7月20日ご逝去



石川 孝虎(60歳)  
令和4年8月8日ご逝去





## 編 集 後 記

広報事業委員に任命され、早7年が経ちました。

7年前といえば、今年の漢字が『税』になったことを、皆さんの記憶にも鮮明に残っていることでしょう。

PS3はPS4となり、HUNTER×HUNTERの暗黒大陸編がはじまりましたが、まだクラピカたちは上陸していません。そうそう、NARUTOも連載が終了したのも7年前でした。

ですが、いつまでもありのままの少年の気持ちでいることはできず、ダメよという制約も多々ありましたが、この7年間で得たもの、仲間、経験はひとつなぎの大秘宝です。

そして過去を振り返らず、前を向いて新たに進んで行けるように、脚を出してゆきたいと思います。

広報事業委員 長沼 健（浦和支部）

初秋の季節とはいえまだまだ暑い日が続きますが、埼玉会の皆さまにおかれましては如何お過ごしでしょうか？

私の本会役員も広報部 業務部 研修部 広報事業部と、今期は広報に戻って参りました。

毎回各地区から出向されてきた方々と活動する中で自分自身大変勉強になりますし、交流も深められ充実した活動をさせていただいております。

微力ではありますが残りの任期もより良い広報活動が出来るよう会務運営に携わらせていただきたいと思います。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

広報事業委員 小川哲也（埼玉支部）

2022年5月1日、サッカー元日本代表監督のイビチャ・オシム氏が亡くなりました。

とても尊敬していた方だったので、訃報を聞いた夜にはショックでひとり泣いていました。

「オシム語録」としても有名な彼の言動、俯瞰的な物事の見方、人心掌握術等は業務を含めた日常生活においても見習わなければならない事ばかりで、私の財産となっています。

2期目の広報事業委員も1年が過ぎました。オシムさんのように、自分は広報事業部の先生方とコミュニケーションが取れているか？俯瞰で物事を見られているか？は諸先生方に聞いてみないと判りませんが、「あいつがいてくれて良かったよね」と言われるように、残りの任期を努力していきたいと思えます。ありがとうございました。

広報事業委員 安澤利悦（大宮支部）

広報事業委員として2期目も活動させて頂き、1年が過ぎました。

今年は広報事業部としての一大イベントでもある「出前授業」も開催されることとなり、皆で一丸となって準備を進めております。本誌が発行される頃には無事に出前授業も終わり、抜け殻になっているかもしれません。

今後とも読みやすい会報・会務通信を目指し、任期満了まで頑張っていきたいと思えますので、宜しくお願い致します。

広報事業委員 酒井みどり（上尾支部）

広報事業部

高橋 修	高柳 吉男
亀井 郁臣	吉澤 利悦
長沼 健	安澤 利悦
酒井 みどり	小川 哲也
伊勢崎 直人	遠藤 義明
白木 康範	糸井 尚之

発行日 令和4年9月  
発行所 埼玉土地家屋調査士会  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-14-1  
電話 (048)862-3173  
FAX (048)862-0916  
ホームページ <http://www.saitama-chosashi.org/>  
E-mail [office@saitama-chosashi.org](mailto:office@saitama-chosashi.org)  
発行人 高柳淳之助  
編集責任者 高橋 修  
広報事業部長 高柳 吉男  
制作 新日本法規出版株式会社

★処理手順や判断要素を可視化！  
適切な業務プロセス構築をサポート！

## 境界確認・ 紛争対応の手引

編集 境界確認・紛争対応研究会  
代表 権田 光洋 (弁護士)  
内野 篤 (土地家屋調査士)

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁726頁  
定価11,000円 (本体10,000円) 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。



★所有者、相続人、近隣住民、自治体等の相談に対応！

令和3年民法・不動産登記法改正対応

## 所有者不明土地と 空き家・空き地をめぐる法律相談

共編 永盛 雅子 (弁護士) 井川 憲太郎 (弁護士)

A5判・総頁346頁  
定価4,620円 (本体4,200円)  
送料460円

【電子版】  
定価4,180円  
(本体3,800円)

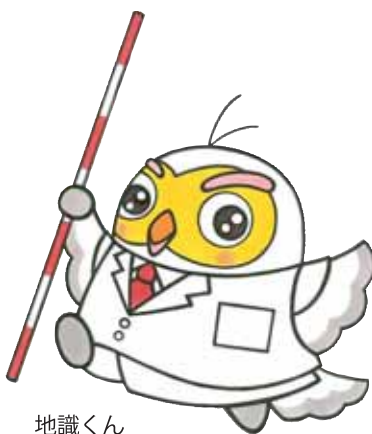


 新日本法規出版

 0120-089-339 受付時間 8:30~17:00  
(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail [kanto-eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:kanto-eigyo@sn-hoki.co.jp)



地識くん



## 埼玉土地家屋調査士会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-14-1

電話 048-862-3173 FAX 048-862-0916

<http://www.saitama-chosashi.org/>

検索